

板倉町告示第87号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成28年第4回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年12月2日

板倉町長 栗 原 実

1. 日 時 平成28年12月6日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	小 林 武 雄	議 員	2 番	針 ヶ 谷 稔 也	議 員
3 番	本 間 清	議 員	4 番	亀 井 伝 吉	議 員
5 番	島 田 麻 紀	議 員	6 番	荒 井 英 世	議 員
7 番	今 村 好 市	議 員	8 番	小 森 谷 幸 雄	議 員
9 番	延 山 宗 一	議 員	1 0 番	黒 野 一 郎	議 員
1 1 番	市 川 初 江	議 員	1 2 番	青 木 秀 夫	議 員

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成28年第4回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

平成28年12月6日（火）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 承認第 4号 専決処分事項の承認について（町長等の給与の特例に関する条例の一部改正）
日程第 4 議案第43号 板倉町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 5 議案第44号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例等の一部改正について
日程第 6 議案第45号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第 7 議案第46号 板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第 8 議案第47号 板倉町税条例等の一部改正について
日程第 9 議案第48号 板倉町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第10 議案第49号 板倉町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
日程第11 議案第50号 板倉町浄化槽の清掃業に関する条例の一部改正について
日程第12 議案第51号 板倉町美しいまちづくり条例の一部改正について
日程第13 議案第52号 板倉町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
日程第14 議案第53号 平成28年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について
日程第15 議案第54号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第16 議案第55号 平成28年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第17 陳情第 6号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について

○出席議員（12名）

1番	小林武雄	議員	2番	針ヶ谷稔也	議員
3番	本間清	議員	4番	亀井伝吉	議員
5番	島田麻紀	議員	6番	荒井英世	議員
7番	今村好市	議員	8番	小森谷幸雄	議員
9番	延山宗一	議員	10番	黒野一郎	議員
11番	市川初江	議員	12番	青木秀夫	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原実町長

鈴	木		優	教 育 長
中	里	重	義	町 長 補 佐
根	岸	一	仁	総 務 課 長
小	嶋		栄	企 画 財 政 課 長
峯	崎		浩	戸 籍 税 務 課 長
山	口	秀	雄	環 境 水 道 課 長
根	岸	光	男	福 祉 課 長
落	合		均	健 康 介 護 課 長
橋	本	宏	海	産 業 振 興 課 長
高	瀬	利	之	都 市 建 設 課 長
多	田		孝	会 計 管 理 者
小	野	博	基	教 育 委 員 会 長 教 事 務 局
橋	本	宏	海	農 業 委 員 会 長 農 事 務 局

○職務のため出席した者の職氏名

伊	藤	良	昭	事 務 局 長
川	野	辺	晴	庶 務 議 事 係 長
小	林	桂	樹	行 政 安 全 係 長 兼 議 会 事 務 局 書 記

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○青木秀夫議長 おはようございます。

ただいまから告示第87号をもって招集されました平成28年第4回板倉町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○町長挨拶

○青木秀夫議長 日程に入るに先立ち、町長より挨拶したい旨申し出がありましたので、これを許します。
栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 おはようございます。ただいま議長の言葉によりましたように、第4回の定例議会招集を
させていただきましたが、お忙しい中をご出席いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

まず、去る11月6日の町長選におきまして、思いもかけぬ大きな票差で町民の皆様の信任をいただき、11月
17日から、私にとっては3期目の任期を与えられたということで、就任をさせていただきました。私も議会
も町民の幸せを第一に考え、示された民意の実現に全力を尽くすために、その役職を認められているとい
うことでありますので、私も含めて今後ともよろしくお願いいたしたいと思えます。

さて、時を同じくしてアメリカ大統領選が行われ、大方の予想を裏切って、トランプ氏の就任が決定いた
しました。このことは、西側陣営あるいは同盟諸国にとって、その基本をなす今日までに共通した倫理観
あるいは経済、安全保障、外交等々の観念が崩れる可能性があり、米国に大きく依存してきた日本にとっても
最も大きな影響があるのではないかとこの可能性に対して、現在は全ての政治も経済も含めた業界も疑心暗
鬼になっている政治状況も見られておるといふふうにご報道されております。TPPの不透明化、あるいはF
TAの再燃、あるいは対米依存の安保体制に対する不安、あるいは差別の助長、さらには保護主義の台頭等
々、世界の警察官を自負してきた今までのアメリカ的発想と大きく異なるように見えるトランプ氏の今日ま
での主張に対し、修正点がこの先どう見出せるかどうか、正式就任、そして動き出す新年初頭にかけて注目
する時期が続くと言えようかと思っております。

あわせてマスコミでは、韓国の朴大統領弾劾の問題、あるいはまさに北方領土、積年の悲願であった日本
のそれに伴う平和条約の締結が課題の日露首脳会談、あるいは年金賃金スライド法案、アメリカの脱退が予
想されるTPP法案の採決等々、さらには新東京都政のオリンピック施設の関連の代替問題等々、国内問題
等々も含めて大きな記事として紙上をにぎわしているのが現在であろうと思っております。

世の動き、あるいは国の対応を見守るわけではありますが、それに伴って衆議院議員選挙の可能性もこの
ところあるやらないやら、そんな状況にあるとも言われておるといふふうにご報道されておるといふ
のではないかとこの状況も見受けられるところでもあります。

町内におきましては、比較的穏やかな秋の天候から、生産物の米の収穫については平年並み、あるいはや
やそれ以上というようなお話も伺っております。露地野菜、ハウスキュウリ等々の作柄は全般的に不良とい
うことから、その反動で高値で推移の結果、収入的にはよい年との評を、一応私の耳には届いております。

商工業におきましては、政府の発表ほどの好況感は余り感じられておらないようでありまして、厳しさを述べる、いわゆる中小業種の皆さんの声は異口同音に厳しいというような状況を聞いておるところであります。

そんな流れの中で、町関係では秋を象徴するさまざまなイベントが各地で行われ、またついこの間まで公民館まつりをはじめとして、区長会、民生委員会、農業委員会あるいは議会、あるいは私自身の首長等々の一様の研修シーズンとでも申し上げますか、それも終わりました、次年度、現在予算編成に向け各課ヒアリングを実施中でございます。町長選を通して公約させていただいた小中学校給食費の無料化や、その他についても具体的に検討に入っております。

また、10月20日に開通した八間樋橋につきましても、今年度中の路線開通に全力を挙げておりまして、加えて板倉・北川辺バイパスについても11月の中旬、加須市及び我が町代表者による最後の陳情になるのであろうということとして、埼玉県、群馬県双方に伺い、知事あるいは副知事及び県土整備部長等々のそれぞれの出席のもと、29年完成の一応約束もいただいたというようなことで喜んで帰っております。一つ一つ着実に仕上がっていることであります。

ニュータウン関連では、オールユニールさんが着工し、その他の区画も商談が進行中であり、住宅販売についてもついせんだって、当選の挨拶も含め、企業管理者から時価評価方式による値下げの具体化早期実施に調整中との返答をいただいており、既にこの返答は、今年の4月当初にも同様の返答をいただいておるとい流れも含めて、突っ込んだご挨拶がてらの話をさせていただいて、結果、一日も早い実現を期待をしているところであります。住宅販売にも価格が下がらないのではどうにもならないということでありまして、そういう意味で大きく期待をしているところであります。

庁舎建設ですが、さきの選挙を通して新人候補からの争点が、これでよいのか合併協議、庁舎建設問題と提起され、まさしく結果が出たわけでありますので、まずは合併協議については淡々と進め、内容を町民にしっかりとお知りいただいた上、そして住民投票等が必要と思われれば、その進行方向に疑念を抱く議員であれば12分の1、当町では1人の発議で、そしてその他一般町民であれば50分の1、おおむね260人前後の署名を集めるということで発議は実施可能でありまして、なおかつ最後は町民の代表である皆さん方議会が決定をするということになっておりまして、その決定がなければ合併は、幾ら合意がとれたと、話し合いの延長線上で合意ができたとはいえ、できない仕組みになっておりまして、そういう意味では法の流れに沿って淡々と進んでいくのだろうというふうに思っております。その過程でいろんなまた議論も起こるのだろうというふうに想像いたしております。

しかし、庁舎建設については、既にご承知のように、入札差益と申し上げますが、思いのほか町民の側に立った結果のよい入札の結果、今後の物価高騰の可能性、あるいは今後契約切れによる再入札や、再設計、再入札となるのでしょうか、それら等々一定期限を過ぎますと、町民の大きな負担がさらにかかるということもはかり知れないことも想定をされますことから、仮に合併が決定し、支所機能となったときの空きスペースは有効利用することが既に検討されてきておりますので、町民の意向に沿って建設を願いたい、あるいは入札結果を承認すべきであるというふうに思うわけでありまして、それが私どもの務めであるというふうに思っております。既に建設委員会では議論を尽くしての3分の2以上の委員承認の上での入札、町の最も大きな団体である区長会等々の建設陳情書の提出、加えて先ほども申し上げました、これでいいのかという町

長選の争点もなったわけでありまして、出していただいた直近の町民の民意も含め、全てにおいて現庁舎建設支持の意思表示に対し、常識ある議員各位においては品位を持って判断をいただけるものと確信をいたしております。現時点では上程はいたしておりませんが、準備が整い次第議決を求めるような手配を始めておりますので、その際には、繰り返しますが、品位と常識を持ったご判断をいただけるものと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

今議会予定としております案件は、承認4号あるいは議案43号から55号、陳情6号となりますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。ありがとうございます。

○諸般の報告

○青木秀夫議長 それでは、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、教育委員会から平成27年度教育委員会点検評価報告書をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、今定例会に付議される案件は、専決処分事項の承認1件、条例の一部改正議案9件、条例の制定議案1件、補正予算議案3件、陳情1件であります。

請願・陳情につきましては、お手元の文書表のとおり、また議員配付のみで陳情1件が提出されておりますので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

○会議録署名議員の指名

○青木秀夫議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

6番 荒井英世議員

7番 今村好市議員

を指名いたします。

○会期の決定

○青木秀夫議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期につきましては、11月21日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

黒野議会運営委員長。

[黒野一郎議会運営委員長登壇]

○黒野一郎議会運営委員長 おはようございます。それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件については、11月21日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日12月6日から14日までの9日間です。

会期の日程ですが、本会議初日の本日は、初めに専決処分事項の承認について、提案者より提案理由説明の後、審議決定をいたします。次に、条例関係の議案第43号から議案第52号について、提案者より提案理由説明の後、議案ごとに審議決定いたします。次に、補正予算関係の議案第53号から議案第55号については、提案者より提案理由説明のみを行い、予算決算常任委員会へ付託いたします。なお、本日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、補正予算議案の審査、委員会採決をいたします。次に、陳情第6号については、総務文教福祉常任委員会へ付託いたします。

第2日目の7日は、1名の議員が一般質問を行います。次に、予算決算常任委員長による補正予算関係議案の審査報告の後、議案ごとに審議決定いたします。

第3日目の8日は休会とし、第4日目の9日は総務文教福祉常任委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務調査を行います。

休日を挟んで第7日目の12日は、産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

第8日目の13日は休会とし、最終日の14日は、総務文教福祉常任委員会へ付託した陳情第6号について、委員長からの報告の後、審議決定いたします。また、閉会中の継続調査及び審査について決定し、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。

○青木秀夫議長 お諮りいたします。

今定例会の会期及び議事日程について、ただいま委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 異議なしと認め、今定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から14日までの9日間と決定いたしました。

○承認第4号 専決処分事項の承認について（町長等の給与の特例に関する条例の一部改正）

○青木秀夫議長 日程第3、承認第4号 専決処分事項の承認について（町長等の給与の特例に関する条例の一部改正）を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは早速、承認の第4号ということでお願いいたします。専決処分事項の承認についてということで、括弧して町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてということでございます。

本案につきましては、平成21年1月1日から平成28年11月16日までの特例期間において、町長、副町長及び教育長の給料の月額を、町長にあっては30%、副町長、教育長にあっては20%の減額をしておりましたが、

この特例期間を公約どおり今後4年間さらに延長し、平成32年11月16日までとするものでございます。

改正前の条例が特例期間を平成28年11月16日までと、いわゆる2期の最終日までと定めていたため、期間を継続させるため、専決処分により条例を改正したものであります。

以上のとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより承認第4号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

○議案第43号 板倉町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第44号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例等の一部改正について

議案第45号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につい

て

○青木秀夫議長 日程第4、議案第43号 板倉町職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第5、議案第44号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例等の一部改正について及び日程第6、議案第45号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、以上の3議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 それでは、議案第43号から議案第45号までの3件は、それぞれ関連がございますので、一括して説明させていただきます。

初めに、議案第43号 板倉町職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案第43号につきましては、本年8月の人事院勧告及び10月の群馬県人事委員会勧告において、民間給与との格差を踏まえ、給料月額及び勤勉手当を引き上げるよう勧告がなされたこと並びに配偶者にかかわる手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、扶養手当の見直しを実施するよう勧告がなされたことにより、本町におきましても民間給与との格差に基づく給与改定及び扶養手当の見直しを実施するため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、1つ目は、給料表の給料月額を平均0.23%引き上げるもの、2つ目は、勤

勉手当の支給月数を年間0.1カ月分引き上げるもの、3つ目は、扶養手当の配偶者にかかわる手当額を他の扶養親族にかかわる手当額と同額まで減額し、子にかかわる手当額を引き上げるものでございます。

以上、議案第43号 板倉町職員の給与に関する条例の一部改正について申し上げます。これについては、課長の説明はございません。

次に、議案第44号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例等の一部改正について及び議案第45号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、同じく説明いたします。

議案第44号及び議案第45号につきましては、国において、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する必要があるとの考え方から、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案とともに、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案が国会に提出されたことにより、本町におきましても、一般職の職員の給与改定に伴い、町長、副町長及び教育長並びに議会の議員の期末手当の額を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、それぞれの期末手当の支給月数を年間で0.1月分引き上げるものでございます。

以上、議案第44号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例等の一部改正について及び議案第45号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げたところであります。

以上申し上げます、よろしくご審議をいただくわけではありますが、同じく44号、45号につきましても改めての課長の説明は予定をいたしておりません。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

初めに、議案第43号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第43号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第44号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第45号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

○議案第46号 板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第7、議案第46号 板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第46号であります。板倉町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてであります。

本案につきましては、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員にかかわる規定の改正内容に準じて、町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。

具体的には、育児休業等に係る子の範囲の拡大として、特別養子縁組関係で監護している子、里親として委託をされている子を養育している職員が、子の看護休暇等の取得をできるようにするものと、介護時間の新規設定となっております。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

46号につきましても、上位法の改定に準じたものでございますので、担当課長の説明は用意をいたしておりません。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第46号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

○議案第47号 板倉町税条例等の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第8、議案第47号 板倉町税条例等の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第47号であります。板倉町税条例等の一部改正についてであります。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴う板倉町税条例等の一部改正でございます。

今回の改正につきましては、住民税の延滞金の計算期間等の見直し、特定一般用医薬品等購入費の医療控除の特例の新設、わがまち特例の対象項目の追加及び軽減率の設定、住民税の課税特例として特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額にかかわる所得を分離課税とする所要の改正でございます。

以上のとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。同じく担当課長の説明はないというものであります。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第47号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

○議案第48号 板倉町国民健康保険税条例の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第9、議案第48号 板倉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第48号であります。板倉町国民健康保険税条例の一部改正についてということであります。

本案につきましては、所得税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴う板倉町国民健康保険税条例の一部改正でございます。

今回の改正につきましては、所得税法等の一部改正により、住民税において分離課税される特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものとした所要の改正を行うものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、同じく担当課長の説明は予定をいたしておりません。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第48号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

○議案第49号 板倉町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第10、議案第49号 板倉町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第49号であります。板倉町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてであります。

本案につきましては、平成29年4月からの広域ごみ処理に伴い、構成する1市2町（館林市・明和町・板倉町）で協議をいたしました結果、同様に一部改正を行うものでございます。

一般廃棄物処理を行う事業者は、廃棄物処理法により管轄する市町村長の許可が必要であり、これらを町条例で規定しております。

改正内容としましては、県内の市町村の許可等にかかわる手数料の動向を考慮し、一般廃棄物処理業、これは収集運搬業あるいは処分業のことではありますが、その許可や更新許可、あるいは変更許可の手数を、いずれも1,000円から1件につき5,000円に引き上げるものであります。また、許可の再交付につきましては、これまで許可同様の扱いで手数料が1,000円でしたが、2,500円へと引き上げるものであります。加えて、従業員証の交付や再交付について、いずれも200円でしたが、1名につき、交付は1,000円、再交付は500円と引き上げるものでございます。

次に、ごみ処理手数料については、事業者から排出される可燃ごみ1キログラム当たり10円を指定袋と別に徴収しておりましたが、広域ごみ処理施設を管理する館林衛生施設組合の平成28年10月議会において、館林衛生施設組合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例が可決され、そのことによって手数料が決定されたことによりまして、今後組合にて1キログラム当たり20円徴収されることとなりますので、廃止するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、これにつきましても、読み上げましたとおりの改正でございますので、改めての担当課長の説明はございません。よろしく申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第49号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

○議案第50号 板倉町浄化槽の清掃業に関する条例の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第11、議案第50号 板倉町浄化槽の清掃業に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 それでは、議案第50号であります。板倉町浄化槽の清掃業に関する条例の一部改正についてであります。

本案につきましては、平成29年4月からの広域ごみ処理に伴い、構成する1市2町（館林市・明和町・板倉町）で協議いたしました結果、同様に一部改正を行うものでございます。

浄化槽清掃を行う事業者は、浄化槽法により管轄する市町村長の許可が必要であり、これらを町条例で規

定しております。

改正内容としましては、浄化槽清掃業の許可の手数料を1,000円から1件につき5,000円へ、許可の再交付につきましても1,000円から2,500円へと引き上げるものでございます。また、更新許可や変更許可についても、許可同様の扱いで手数料が1,000円でしたが、それを新たに明記して、いずれも5,000円とするものであります。加えて、従業員証交付や再交付について、いずれも200円でしたが、1名につき、交付は1,000円、再交付は500円へと引き上げるものであります。

担当課長の説明はございませんが、以上のとおりでございますので、ご審議をお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第50号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

○議案第51号 板倉町美しいまちづくり条例の一部改正について

○青木秀夫議長 日程第12、議案第51号 板倉町美しいまちづくり条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第51号であります。板倉町美しいまちづくり条例の一部改正についてであります。

本案につきましては、平成28年の9月定例議会において可決をされた板倉町廃棄物及び清掃に関する条例の一部を改正する条例にて、町ごみ指定袋手数料が廃止されたことに伴う一部改正でございます。

板倉町美しいまちづくり条例は、町、町民及び事業者が協力して清潔で美しいまちづくりを推進することを目的としており、第4条2項では、ごみステーションへの出し方を規定しておりますが、条文中の「指定袋に入れ、町で定められた収集日時に」を「町一般廃棄物処理計画において定める方法により」と変えて、指定袋などの表記を改めるものでございます。

以上申し上げましたが、同じく担当課長の説明はございませんが、読み上げた内容でございます。よろしく申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第51号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

**○議案第52号 板倉町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める
条例の制定について**

○青木秀夫議長 日程第13、議案第52号 板倉町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第52号であります。板倉町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてであります。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正が行われたことにより、農業委員会の委員の選出方法がこれまでの公選制から公募等を行った上で町長が議会の同意を得て任命する方式に変更されたこと及び農地利用最適化推進委員の新設が行われることに伴い、農業委員会の委員の定数及び最適化推進委員の定数を定めるとともに、農業委員会の委員の定数に関する条例を廃止し、板倉町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

この件につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、決定いただきますようお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 橋本産業振興課長。

〔橋本宏海産業振興課長登壇〕

○橋本宏海産業振興課長 本条例につきましては、先ほど町長の提案理由にもありましたとおり、農業委員会等に関する法律が改正、平成28年4月1日より施行されたことによりまして、農業委員会の委員の選出方法の変更及び農地利用最適化推進委員の新設が行われたことに伴い、農業委員会の委員の定数並びに農地利用最適化推進委員の定数等を定める条例の制定でございます。

現在、板倉町の農業委員は、選挙委員13名、推薦委員5名の計18名ですが、その定数を10名と定める内容でございます。

また、このたび新たに設定されます農地利用最適化推進委員につきましては、管内の農地面積から上限に

つきましては23名となりますが、近隣の状況や現行の農業委員の総数等を勘案し、12名を定数として定めるものでございます。

あわせまして、附則によりまして、施行日につきましては平成29年1月1日とし、従前の板倉町農業委員会の定数に関する条例の廃止及び農地利用最適化推進委員の新設に伴い、板倉町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正をし、専門委員の項目を廃止し、農地利用最適化推進委員の月額を2万7,000円を追加とするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村議員。

○7番 今村好市議員 今回の制定条例であります。先ほど話がありました板倉町農業委員会の委員の定数条例、これについては廃止をするということでしょうけれども、この廃止については議会の議決が必要なのかどうか。議員協議会では、制定ではなく改正で提案されたような気がいたしますが、今回制定ということになりましたので、現在生きている農業委員会の定数条例については廃止をするということですが、これは議会の議決なく廃止ができるのかどうか。その点、1点お願いいたします。

それと、農業委員会の委員の定数10人という定めた根拠について、もう一度再度確認をさせていただきたいと思えます。

それから、農地利用最適化推進委員の定数12人、これも12人と定めた根拠についてお願いいたします。

それともう一点は、農業委員と今回新たにできました農地利用最適化推進委員の業務の役割分担等についてお願いをいたしたいと思えます。

以上です。

○青木秀夫議長 橋本産業振興課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 まず、ご質問の現条例の廃止につきましては、例規担当者のほうと調整をしまして、附則の中で廃止ということで調整した結果、このような形で今回の制定に伴いまして、附則の中で処理するというところで処理をさせていただきました。

それと、ご質問の農業委員の定数なのですけれども、これは国のほうが示します指針の中で、機動的に農業委員会が開催できるようにということで、現行の半数程度が望ましいというような指針がありまして、そういった中で今回10名というような人数を設定をさせていただいてございます。

それと、最適化推進委員につきましては、板倉町の新たな行政区、15行政区あるわけなので、その中で農地を持たない行政区以外のところについて、それぞれの行政区の担当ということで、12名が適当ではないかという検討の中で、12名ということで最適化推進委員のほうを、各行政区、ニュータウン以外の行政区から1名というようなことで地区割りを設定して、推薦をいただくというような形の中でそのような人数の設定をさせていただいてございます。

それともう一点が、最適化推進委員と農業委員の役割の違いなのですけれども、農業委員につきましては、農業委員会に出席して審議して、最終的に合議体として決定する今までの法令業務が主となります。それと、

農地利用の最適化の推進に関する指針を今後作成していくというような業務が与えられてございます。それと、最適化推進委員につきましては、それらをカバーするような形で、それぞれ担当地域において現場活動を行うということで、先ほど申し上げました農地利用最適化の指針等を定めることに関しまして、推進委員として意見を述べるとか、定められた、逆に指針を踏まえて現場活動を行うとか、あとは農地中間管理事業と連携をする中で、担当する地域の農地利用の最適化を推進するというような立場の中で業務のほうを展開していくということが国が示している内容でございまして、まだこの制度浸透しておりませんので、今後状況等々を踏まえまして、国が示す指針に基づいた形の中で、近隣の状況等も踏まえた中で業務のほうを展開していくというような形で考えてございます。

以上でございます。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 廃止については附則の2項で、これで議決をされれば廃止をされるということで問題はないという理解でよろしいですね。

それと、推進委員の定数なのですが、農業委員については全町からの推薦をされて議会で議決をするということなのでしょうけれども、推進委員については議会の議決は要らないのだと思うのですが、そのブロック割りというのは、ブロック割りをして、小選挙区みたいな形のところから、農業の世帯数だとか、農地面積だとか、そういうものを勘案をして、12ブロックをつかって、その1ブロックから1名ずつ選出をするという方法なのでしょうか。具体的にはどのようなことで選出されるのでしょうか。

○青木秀夫議長 橋本産業振興課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 推進委員の推薦につきましては、国が示す指針ですと、おおむね100ヘクタールに1人ということなのですが、なかなか既存で100ヘクタールのブロックをつくらだとかすると難しい部分もありますので、今の考え方では、行政区を1つの単位として、ですから農業者の数もしくは農地面積等々の差異はありますけれども、一応行政区というブロックを単位にして、そこから1名の方を選出していくというような形で今後進めていきたいというような考え方でございます。

○青木秀夫議長 よろしいですか。

今村議員。

○7番 今村好市議員 廃止については、この2項で、この議案が議決されれば自動的に廃止をするということで、法的根拠はそれで満足するというので、担当課長は、総務課ですか。

あと行政区、15行政区だと思うのですが、ニュータウン等については農地がないからということで、15行政区のうち12行政区ということで、基本のブロックについては行政区ということなのでしょうか。

○青木秀夫議長 橋本産業振興課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 そのとおりでございまして、最初の説明がちょっと不明瞭だったのか、既存の15の行政区の中から農地を全く保有していないニュータウンの行政区を除いた12行政区ということで、12というようなブロックのほうを考えてございます。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 条例の効力の関係ですが、議員ご指摘のとおり、附則によりましてなくなるということで理解をしております。

○青木秀夫議長 ほかに。

延山議員。

○9番 延山宗一議員 9番、延山です。農業委員が18名だったのが10名と、そして推進委員が12名ということで、22名でその任に当たっていただくということになるのかなと思うのですけれども、今まで農業委員が18名で農業振興に当たってきた、許認可等についても対応してきたわけなのですけれども、農業委員が10名ということで、今度は農業委員としての立場の作業については当たる、しかしながら農業振興なり、また農地の保全とか、もろもろにつきましては推進委員がその任に当たるというふうに理解をするわけなのですけれども、当然2名が増員されるということになります。過去農業委員が多いということでは18名になった、選挙区13の推薦5というふうになったわけなのですけれども、その2名が増えた、先ほどの今村議員の質問にもあったのですけれども、作業等の中身がなかなか見えてこないといえますか、農業委員が18名でいろんな許認可についても振興についても全てやってきたものが、今度は10名になったということの農業委員としての役職の立場の作業と、また推進委員としての作業というものが当然出てくるのかなと思うのですけれども、その辺をもう少し明確にお答えできればと思います。

○青木秀夫議長 橋本産業振興課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 ただいまのご質問なのですけれども、過去の農業委員の制度の中で委員さんの定数を減らしてきたという経過の中で、今回農業委員、推進委員足して増えていくのもというようなことでのご質問ということでの内容でご説明したいと思うのですけれども、今回の改正に当たりましては、従来の農業委員会制度に加えて、国が提唱します中間管理事業の推進だとか、人・農地プランの推進だとか、そういったものが命題として挙げられている中で、農業委員につきましては板倉町、国が示す指針の中ですと、19名が上限ということになります。それと、先ほどちょっと申し上げたのですけれども、最適化推進委員につきましては、面積割りでいきますと23名ということですから、42名が両方足した上限ということの中で、現行の18人という枠と比べた中で、それだけの大きな数というのはどうなのだろうという議論、農業委員会の中でした中で、先ほどご説明しました最適化推進委員を選ぶに当たって、地区割りを設定した場合にはどうなのだろうという議論の中で、15行政区のうち農地のない12の区割りから選ぶことが妥当ではないかとか、あと国が示します農業委員の定数につきましては半数程度が望ましいということ等々を踏まえまして、10名と12というような設定をした中で、現行の枠組みを大きく逸脱というか、変わらないような、国はもっと増やさないよというところもあるのですけれども、今までの現状を踏まえた中では、地域の配分だとか、そういったものも踏まえると、10の12ということが妥当性のある数字ではないかという検討の中で今回提案をさせていただいているものでございます。

以上です。

○青木秀夫議長 延山議員。

○9番 延山宗一議員 そうすると、今度は推進委員と農業委員というのはまるっきり別々な形でその任に

当たるといことになるのかなと思うのですけれども、やはり区割りといいますか、責任の分担ということなのでも、そうすると農業委員の方は今後、例えば農地の保全なり、例えば振興についてはかかわらないということよろしいのですか。

○青木秀夫議長 橋本産業振興課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 当然農業委員さんがかかわった中で、連携した中でやっていくというような考え方であります。ですから、法令業務につきましての決定権というものは農業委員しか持っていないわけなのでも、最適化推進委員も総会等に出させていただいて、その自分の担当する地域での課題だとか意見だとかを述べてもらって、お互いが連携するような形の中で地域の農業を推進していくということで、基本決定権があるというのが農業委員さんで、逆に最適化推進委員につきましては担当エリアの農地の利用、特に認定農業者だとか担い手に対する集積だとか、そういったものを中心ということなのでも、そこには一つの指針というものをお互いが意見を出し合って定めて、お互いが定めた指針に基づく地域の農業を展開していくということで、それはお互いに連携した形の中で事業のほうを展開していくというような、そのような図式で考えてございます。

○青木秀夫議長 延山議員。

○9番 延山宗一議員 そうすると、総会を実施するに当たっては、両委員が同席をした中での総会が実施されるというふうなことで作業は進んでいくということですね。

○青木秀夫議長 橋本産業振興課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 基本的にはそのような形で現在考えてございます。ただ、まだ改正法で農業委員会を運用している自治体等も少ないものですし、館林、邑楽郡におきましては、明和を除いてほかの市町につきましては来年の7月が改選、明和はそれ以降になりますので、近隣の状況等々も踏まえて、運用については変わる場合もあるかもしれませんが、現時点では農業委員と最適化推進委員、総会の中に出てきてもらって、それぞれの役割の中で協議をした中で、地域の農業もしくは町全体の農業についての検討等を実施していきたいというような考え方で運用していきたいというような考え方を持っています。

○青木秀夫議長 延山議員。

○9番 延山宗一議員 わかりました。

そうすると、今後推進委員の方も含めて12名の方、しっかりと農業振興に当たってもらう、また委員としての責任と自覚を持って作業に当たっていただければと思います。

以上です。

○青木秀夫議長 ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第52号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

○議案第53号 平成28年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について

議案第54号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第55号 平成28年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○青木秀夫議長 日程第14、議案第53号 平成28年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について、日程第15、議案第54号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について及び日程第16、議案第55号 平成28年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、以上の3議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 議案第53号から同じく55号までは、ただいま議長の説明にもありましたように、28年度各会計の補正予算でありまして、それぞれ関連もございまして、一括して説明させていただきます。

初めに、議案第53号 平成28年度板倉町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、第4回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,070万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を69億1,394万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、地方特例交付金に140万5,000円、国庫支出金に4,421万3,000円、県支出金に125万1,000円、寄附金に570万円、繰入金に363万2,000円、繰越金に3億6,703万1,000円、諸収入に227万円、町債に2,000万円をそれぞれ追加し、使用料及び手数料から480万円を減額するものであります。

歳出につきましては、議会費に33万7,000円、総務費に2億7,530万8,000円、民生費に1億7,049万4,000円、農林水産業費に1,275万円、商工費に57万2,000円、教育費に116万9,000円をそれぞれ追加し、衛生費から1,198万3,000円、土木費から794万5,000円をそれぞれ減額するものでございます。

また、繰越明許費、債務負担行為、地方債につきましても、それぞれ所要の補正をするものでございます。

以上が一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

次に、議案第54号 平成28年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,303万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億811万円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金に3,599万4,000円、療養給付費等交付金に3,144万9,000円、前期高齢者交付金に59万7,000円、共同事業交付金に5,933万6,000円、繰入金に1億2,753万7,000円をそれぞれ追加いたしまして、県支出金から187万5,000円を減額するものでございます。

歳出につきましては、保険給付費に2億9,025万4,000円を追加しまして、後期高齢者支援金等から3,183万2,000円、共同事業拠出金から538万4,000円をそれぞれ減額するものでございます。

以上が28年度の国保特別会計補正予算の第3号についてでございます。

次に、議案第55号の28年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,663万6,000円とするものであります。

また、新たに債務負担行為補正を追加するものであります。

補正予算の内容であります。歳入につきましては、一般会計繰入金から809万5,000円を減額し、前年度繰越金を854万1,000円追加するものでございます。

歳出につきましては、下水道費のうち下水道総務費の公課費を44万6,000円追加するものでございます。

債務負担行為に関しては、板倉町水道浄化センターの維持管理業務委託について、平成29年度から、その期間を平成33年度までの5年間として、その限度額を1億9,440万円とするものであります。

以上、平成28年度下水道特会補正予算（第1号）について説明申し上げたところであります。

以上、53号から55号までの議案の一括しての説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○青木秀夫議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第53号、議案第54号及び議案第55号の3議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認めます。

よって、議案第53号、54号及び議案第55号の3議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○陳情第6号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について

○青木秀夫議長 日程第17、陳情第6号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書については、総務文教福祉常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第6号は、総務文教福祉常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○散会の宣告

○青木秀夫議長 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日の本会議はこれをもって散会といたします。

散 会 （午前10時16分）